

### 3. 地域包括ケアシステムの強化に向けた取組

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの取組としては、「介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）」「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的マネジメント支援業務」があります。

「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据えた中長期的な視点で地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を目指していくために、その拠点となる地域包括支援センターを市内全域（11か所）に設置しています。地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大しています。このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の有効的な活用・連携を図りながら、介護予防支援体制（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援事業など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図るなど、今後も地域包括支援センターの機能強化を進めていきます。

#### ① 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、地域における自立した日常生活を送れるよう支援することを目的として、その心身の状況、置かれている環境その他に応じて、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように必要な援助を行います。また、引き続き、飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会との連携を図りながら業務を実施します。

地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行える体制の整備を図るため、令和6年度より要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、新たに居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）が市の指定を受けて実施できるようになります。実施となった際には、市及び地域包括支援センターは、指定を受けたケアマネ事業所との連携を図ります。

## ②総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用につなげる等の支援を行います。

今後も関係機関と協力・連携して、高齢者福祉に関する情報の集約、周知を継続して行うことで、相談体制の充実を図ります。

また、不適切な介護の状態が、重大な人権侵害である高齢者虐待に発展しないよう、引き続き地域における相談窓口、高齢者福祉サービス及び市が実施している事業の紹介、認知症、成年後見制度、高齢者虐待防止等に関する様々な情報提供や啓発に努めます。

困難事例についても早期対応・早期解決ができるよう、地域包括支援センターと緊密に連携していきます。

なお、令和6年度より総合相談支援事業の一部については、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）に委託することにより居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）との連携を図れるようになります。

## ③権利擁護業務

地域の住民、自治会、まちづくり協議会、民生委員、ケアマネジャー等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域で尊厳のある生活を維持して、安心して生活できるよう、地域包括支援センターにおいて、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待や消費者被害等をはじめとした高齢者の権利に関わる問題に対処し、成年後見制度の活用など高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

今後は、それぞれのケースに応じたきめ細やかな対応に努めるほか、緊急時の一時避難先の確保等についても対応を進めます。

## ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的・継続的に支援を行うため、地域包括支援センターにおいて、ケアマネジャーをはじめとした地域の様々な関係機関や協力機関等との多職種連携の構築や協働の体制づくりを行います。

また、地域のケアマネジャーに対して、日常的な個別相談や困難事例等に対する相談・助言・指導等の支援を行います。

## (2) 地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」は、多職種による専門的視点を交え、ケアマネジャーのケアマネジメント支援を通じて高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには本計画等への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

地域ケア会議の推進により、ケアマネジャーの資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムに非常に有効であるとされています。

本市では、下記概要のとおり、各種問題・課題を議論する会議体を重層的に開催しています。在宅医療・介護連携に関しては、二次医療圏域として、嘉麻市・桂川町を含めた2市1町の連携により、飯塚医師会に委託している地域包括ケア推進センターの事業の中で、地域課題と在宅医療・介護連携を同時に協議する場として、「ブロック別地域包括ケアシステム推進協議会」を実施しています。

また、社会保険制度及び介護サービスでは解決できない問題については、生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域のニーズに合った形で、「地域課題」「地域づくり」「資源開発」に関わる問題の解決・改善に取り組みます。

さらに、各会議体、協議体から見えてくる問題・課題の解決に向けて、市の施策として取り組む必要がある場合には、地域包括ケアシステム推進会議にフィードバックし、重層的な会議体に双方向性を持たせ、地域ケア会議の深化・推進を図ります。

### 飯塚市の地域ケア会議の概要

